

広情個審第45号
平成29年12月25日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年12月16日付け広路街第198号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第126号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年12月16日付け広路街第198号の諮問事案（諮問第126号事案）

平成27年11月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年12月4日付け広路街第176号で行った公文書不開示決定に対する同月7日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った不開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示に関する決定を行うべきである。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書及び意見書における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った不開示決定を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 広島市東部地区連続立体交差事業に重大な利害関係を有する市民の一人として、現計画に関わる情報を知る権利がある。

イ 不開示決定の理由が抽象的であり、条例第7条第3号のその他、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する理由の具体的な説明がなされていない。すなわち、平成27年第1回広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会で伝えられあるいは交換された情報を開示することがどのようにして条例に規定する「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」のかが不明である。このような抽象的な理由だけで開示の拒絶が認められるなら、あらゆる開示請求に対して実施機関の恣意的判断でいつでも拒絶が可能となり、それでは、条例第1条及

び第3条に記載されている、「公文書の開示を求める権利を尊重する」の趣旨に反する。

ウ 仮に、開示請求した文書の一部に実際に「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」部分があれば、具体的に理由を明示した上で当該部分のみを除いて残りの部分の開示は可能なことから、全体の不開示決定が妥当とは考えられない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 公文書の特定について

実施機関は、申立人から開示請求があった公文書として、「平成27年第1回広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会協議結果」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

本件公文書は、平成27年6月11日に開催された広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会の協議内容をまとめたものである。

(2) 不開示理由について

以下の理由から、条例第7条第3号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示としたものである。

本件公文書は、見直し検討に着手している広島市東部地区連続立体交差事業の方向性の決定に向けた、広島市及び関係機関の内部検討段階での協議内容の資料である。

広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会は、円滑な事業推進を図ることを目的としており、広島市東部地区連続立体交差事業に関わる関係機関が、事業推進のために忌憚のない意見を述べる協議の場である。仮に本件公文書を開示した場合、内部検討段階での協議出席者の発言内容が公開されることとなり、今後同様な協議の際に協議出席者が忌憚のない意見を発言することを妨げることにつながる。これは円滑な事業推進を図ることを困難とし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。このことについては、当該事業のみでなく、今後、広島市の行う事務又は事業の適正な遂行にも同様の支障を及ぼすこととなる。

また、広島市東部地区連続立体交差事業では、平成27年6月に広島県及び広島市が見直しの方角性について府中町及び海田町に説明し、その後見直し案について地元住民へ説明することの合意を得たものであるが、本件公文書を開示することで、その内部検討段階、試案段階の情報により誤った認識を与えてしまうおそれがあることから、関係住民等が行政に対する不安や不信感を持つこととなり、行政としての信頼を失ってしまう。この信頼を回復させることは容易ではない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例は、第1条に規定されているとおり、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

上記の理念に照らせば、条例第7条第3号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定しているが、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められると解される。

実施機関は、広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会における協議出席者の発言内容を公にすることにより、今後、協議出席者が忌憚のない意見を発言することを妨げ、円滑な事業推進を図ることを困難とし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、また、内部検討段階、試案段階の情報により誤った認識を与えてしまうおそれがあり、関係住民等が行政に対する不安や不信感を持つこととなり、行政としての信頼を失うおそれがあると認められる旨主張し、本件公文書を不開示としている。しかしながら、当審査会は、例えば、本件対象公文書を開示した場合に、関係住民等に誤解等が生ずる結果、本件事業の適正な遂行に「支障」を及ぼす「おそれ」があるか否かについての実施機関の検討が不十分であると考えから、実施機関は、具体的に不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示に関する決定を行うべきである。

なお、以上のことからすれば、少なくとも「文書作成日」、「文書を作成した課の名称」、「文書名」は開示すべきである。また、これ以外の情報についても、協議内容のうち個々の協議出席者の発言について、その発言を公にすることにより当該事業の適正な遂行に実質的な「支障」が及ぶ具体的な「おそれ」があるか否かを個別具体的に精査した上で、不開示情報に該当しないものについては開示すべきである。

さらに、本件公文書には会議結果の報告書に通常記載されている出席者名がなかったため、確認したところ、平成27年6月11日に開催された広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会で配布された資料の中に出席者名簿等があることから、実施機関は、請求対象公文書の範囲について精査し、改めて開示に関する決定を行うべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 1. 25	広路街第240号の諮問を受理（諮問第137号で受理）
29. 7. 28 (第1回審査会)	第2部会で審議
29. 8. 23 (第2回審査会)	第2部会で審議
29. 9. 15 (第3回審査会)	第2部会で審議
29. 10. 13 (第4回審査会)	第2部会で審議
29. 10. 13 (第5回審査会)	第2部会で審議
29. 11. 17 (第6回審査会)	第2部会で審議
29. 12. 8 (第7回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授